

福島県国土利用計画の策定及び福島県土地利用基本計画の改定について

【国土利用計画とは】

- 県国土利用計画は、国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号。以下「法」という。）第 7 条に基づく計画で、限られた資源である県土の有効利用を図ることを目的として策定されるもので、県土利用の方向性を示し、土地利用に関して他の計画の基本となるもの。
- 平成 22 年 12 月に第 5 次県国土利用計画策定（平成 25 年 3 月改定）
- 策定に当たっては総合計画審議会及び市町村長の意見を聴く。（法第 7 条第 3 項）

| 1 県国土利用計画の策定について | 本日の目的 |
|---|-----------------------------|
| <p>策定の背景</p> <p>(1) 社会経済情勢の変化により県土利用の課題に変化が生じてきている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災地の復旧・復興・再生の状況を踏まえた土地利用 ・人口減少社会の到来に伴う土地需要の減少 ・低未利用地の増加 ・防災や自然環境保全に対する意識の高まり ・再生可能エネルギーの導入拡大 <p>(2) 総合計画の部門別計画として、整合性を図る必要がある。</p> <p>(3) 現行県計画が令和 2 年に目標年次を迎える。</p> <p>(4) 全国計画との整合性を図る必要がある。</p> | <p>共有 (次回以降 審議)</p> |
| 2 計画期間について | |
| <p>【策定年次（令和 2 年）から 10 年間とする。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県計画の上位計画となる新たな総合計画策定と整合を図る。 ・県計画の基本となる全国計画の計画期間が 10 年間であること。 | <p>共有 (次回以降 審議)</p> |

【土地利用基本計画とは】

- 土地利用基本計画は、法第 9 条に基づき、国土利用計画(全国計画及び都道府県計画)を基本として定められ、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の五地域を定め、その地域を地形図上で記した計画を中心とし、五地域相互の土地利用の調整について定めたもの。
- 平成 14 年 3 月に県土地利用基本計画策定（平成 25 年 4 月改訂）
- 策定に当たっては総合計画審議会及び市町村長の意見を聴く。（法第 9 条第 10 項）

| | |
|--|--------------------|
| 3 県国土利用計画と県土地利用基本計画の関係について | 本日の目的 |
| | 共有 (次回以降 審議) |
| 4 県国土利用計画と県土地利用基本計画との統合の検討 | |
| <p>県土地利用基本計画は、次期県国土利用計画策定に合わせて統合を検討する。</p> <p>《統合の理由》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県国土利用計画と土地利用基本計画の内容が重複すること。 ・計画が一つになることで、土地利用行政に携わる市町村や関係機関等において、分かりやすくなること。 <p>※全国的にも新潟県、茨城県など 11 県が既に両計画の統合を行っている。</p> | 共有 (次回以降 審議) |

【イメージ図】

国土利用計画法に基づく土地利用計画制度の体系

